平成２９年（フ）第８０２号
（前住所）広島県廿日市市福面２丁目17番６号
債務者　小田　倫子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３５号
福岡市早良区野芥７丁目41番６－106号
債務者　近藤　正弘
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１３６号
福岡市早良区野芥７丁目41番６－106号
債務者　近藤　麻美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２７３号
福岡市東区下原３丁目27番２号
債務者　堀口　　忠
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９８号
福岡市早良区内野５丁目23番11－103号
債務者　渡邊　　茂
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９９号
福岡市早良区内野５丁目23番11－103号
債務者　渡邊　廣子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４１３号
福岡市東区多々良２丁目18番20号
債務者　廣渡　和正
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４５３号
福岡市東区唐原５丁目５番５－403号
債務者　石津　和彦
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４５４号
福岡市東区唐原５丁目５番５－403号
債務者　石津　　光
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２１号
福岡市東区箱崎２丁目５番20－201号
債務者　パラン　マークグレン　ラピラプ（PARAN MARK GLENN RAPIRAP）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２２号
福岡市東区箱崎２丁目５番20－201号
債務者　パラン　クリスティーン　デボルデ（PARAN CHRISTINE DEBORDE）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２６号
福岡市城南区南片江５丁目４番６－102号
債務者　秋永　昌克
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２７号
福岡市城南区南片江５丁目４番６－102号
債務者　秋永　久美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３５号
福岡県太宰府市石坂１丁目２番５号　コーポ曙201号
債務者　森　　正和
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７５号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目１番５号　今村アパート207号
債務者　岩崎千賀子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０７号
福岡県糸島市南風台７丁目11番19号、旧住所福岡県春日市若葉台東３丁目29番地　大産春日ビル403号
債務者　太田　　稔
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６１１号
福岡市城南区別府３丁目14番26－107号
債務者　小池　真貴
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６１７号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目20番10－101号
債務者　金子沙也華（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部